

厚生労働大臣が定める揭示事項

■明細書発行状況に関する事項

当院では医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していくため、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

ただし、明細書には使用した薬剤や行われた検査の名称が記載されます。ご家族が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

■一般名での処方

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬については、患者さまへご説明の上、一般名（有効成分の名称）で処方する場合があります。

■夜間・早朝等の加算

当院では、地域の医療提供体制を守るための診療時間の設定をしています。

厚生労働省の規定により、平日 18:00 以降・土曜日 12:00 以降は夜間・早朝等加算が適用されます。

当院の標榜時間外の時間帯で診療を行った場合には、時間外加算・深夜加算・休日加算が適応されます。

■医療情報の活用

当院は質の高い診療を実施するため、オンライン資格確認を行う体制を有しています。患者さまの同意を得て、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。

■医療 DX の推進

当院は診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施している保険医療機関です。マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取組を実施しています。

■発熱・その他感染症などへの対応

当院では受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状がある患者さまを受け入れています。